平成２７年（フ）第２０号
広島県大竹市南栄２丁目12番11の114号　ＳＰ大竹
債務者　住田　隆司
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
山口県下関市上新地町３丁目７番５号
債務者　中本加代子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
山口県下関市豊田町大字殿敷1820番地34
債務者　山本　明奈
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５号
愛媛県新居浜市大生院918番地の１、前住所愛媛県松山市南土居町50番地６
債務者　甲斐　光光
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７号
愛媛県新居浜市上原３丁目１番49号　アーバンハイツ上原７号室、前住所愛媛県新居浜市中筋町２丁目10番７号
債務者　加地　育美（旧姓塩崎）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第５号
高知県須崎市浦ノ内塩間５番地
債務者　竹村　博司
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３号
福岡県八女市吉田751番地１　栄団地Ｂ号
債務者　堤　　綾（旧姓牛島）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１３号
大分市大字光吉293番地の１　コーポ藤101
債務者　安東　春行
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
大分市大字光吉293番地の１　コーポ藤101
債務者　安東　暢美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
大分市大字**葛**木920番地
債務者　飯田　久**徳**
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
宮崎市清武町岡１丁目21番地３
債務者　小野　國正
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名8035番地、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名7923番地１
債務者　宇都　秀美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３号
鹿児島県出水市昭和町42番20号　出水荘102号、前住所鹿児島県出水市昭和町40番32号
ホテル鶴２号館１Ｆ
債務者　山口　隆弘
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県出水市上知識町226番地　鹿島住宅10棟201号、前住所鹿児島県出水市上知識町533番地　井上アパート101号
債務者　松木　洋子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４号
沖縄県那覇市字栄原１丁目23番12号
債務者　座間味可子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６号
長野県飯田市鼎下茶屋1005番地24
債務者　松本　健一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県明石市二見町西二見2118番地の５　サンフォーブルふじ２－１
債務者　山南　義美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係